

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 2 年 3 月 26 日から 令和 12 年 3 月 25 日まで

基発 0326 第 13 号  
令和 2 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について

年少者労働基準規則（昭和 29 年労働省令第 13 号。以下「年少則」という。）第 8 条第 42 号の解釈については、昭和 63 年 3 月 14 日付け基発第 150 号・婦発第 47 号「労働基準法関係解釈例規」（以下「通達」という。）で示してきたところであるが、今般、焼却及び清掃の業務における現代の実態等を踏まえると、特に廃棄物の焼却、収集又は運搬の業務については、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物を投入する作業等、一部に安全又は衛生に有害な場所における業務はあるものの、福祉に有害な場所における業務であるとはいえないため、下記のとおり通達の一部を改正することとしたので、了知されたい。

記

第 62 条関係の年少則第 8 条第 42 号を以下のとおり改める。

< 焼却の業務 >

「焼却の業務」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」をいう。以下同じ。）の焼却、死体火葬等の業務をいう。

< 清掃の業務 >

「清掃の業務」とは、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 2 項に規定する「一般廃棄物」をいう。ただし、同条第 3 項に規定する